

日立市乳児おむつ等購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内産科医療機関の利用促進を図るため、市内産科医療機関で出産した市民に対し、乳児おむつ等の育児用品を購入するための費用の助成事業（以下「事業」という。）を行うことに関し必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、市内産科医療体制を確保し、あわせて、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、市内産科医療機関（ハイリスク妊娠等の理由により、市内産科医療機関から紹介された市外の総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等を含む。）で出生した子（以下「対象乳児」という。）と同一の世帯に属する保護者（対象乳児の親権を行う者若しくは未成年後见人又はその他の者で、対象乳児を現に監護する者）とする。

(育児用品)

第3条 この事業の助成の対象となる育児用品は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳児おむつ（紙おむつ、布おむつ、おむつカバー及びおむつライナー）
- (2) おしり拭き
- (3) 乳児ミルク（粉ミルク及び液体ミルク）

(助成の内容)

第4条 助成の額は、対象乳児1人当たり80,000円を限度とする。

2 前項の助成は、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券（様式第1号。以下「クーポン券」という。）を交付することにより行うものとする。

3 クーポン券の1枚当たりの額面は、2,000円とし、対象乳児1人当たり40枚を一括して交付するものとする。

4 クーポン券の再交付は行わないものとする。

(申請)

第5条 対象者は、クーポン券の交付を受けようとするときは、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を調査し、速やかに助成の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定をしたときは、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券交付決定(却下)通知書(様式第3号)により対象者に通知するものとする。

(取扱店)

第7条 助成の対象となる育児用品の購入ができる育児用品取扱店は、市長の登録を受けた市内の協力店(以下「取扱店」という。)に限るものとする。

(クーポン券の使用方法)

第8条 対象者は、クーポン券を使用して育児用品を購入しようとするときは、クーポン券と対象乳児の本人確認書類(健康保険証、医療福祉費受給者証又は母子健康手帳)を取扱店に提示しなければならない。

2 前項により使用するクーポン券は、有効期限(交付の日から対象乳児の1歳の誕生日の属する月の末日)内のものでなければならない。

3 クーポン券は、購入しようとする育児用品の総額が2,000円以上となる場合に使用できるものとし、クーポン券の額面総額を超える場合の差額は対象者において負担するものとする。

(不正使用等の禁止)

第9条 対象者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) クーポン券を譲渡し、転売し、又は担保に供すること。
- (2) 第2条に該当しなくなった後にクーポン券を使用すること。
- (3) その他不正の目的又は方法でクーポン券を使用すること。

(クーポン券の返還)

第10条 対象者又は対象乳児が次の各号のいずれかに該当したときは、対象者は、未使用のクーポン券を市長に返還しなければならない。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき。
- (2) 前条に違反してクーポン券を使用したとき。

(取扱店の登録等)

第11条 市長の登録を受けることができるクーポン券取扱店の代表者（以下「代表者」という。）は市内に育児用品を取り扱う店舗を有する者とする。

- 2 取扱店の登録を受けようとする代表者は、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券取扱店登録申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券取扱店登録証（様式第5号）を交付するものとする。
- 4 市長は、ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券取扱店登録台帳（様式第6号）を備え、次の事項を登録するものとする。

- (1) 店舗名、代表者及び所在地
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) その他必要な事項

(助成金の請求及び支払)

第12条 代表者は、クーポン券を1箇月ごとに集計し、当該クーポン券が使用された月の翌月の10日までにひたちすこやか赤ちゃんクーポン券助成金請求書（様式第7号）により市長に助成金を請求しなければならない。

2 市長は、請求の内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに助成金を代表者に支払うものとする。

(取扱店の変更等)

第13条 代表者は、取扱店の登録事項に変更が生じたとき、又は取扱店の登録を取り消すときは、市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な行為によりクーポン券の交付を受けた者又はこの要綱に違反してクーポン券を使用した者があるときは、これらの者に対し、市が代表者に支払った助成金の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(適用期日)

1 改正後の日立市乳児おむつ等購入費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱第4条の規定は、令和3年4月1日以後に出生した対象乳児について適用し、同日前に出生した対象乳児については、なお従前の例による。

3 この告示の適用の際現に使用している帳票は、補正して当面の間使用することができる。